

公益社団法人宮城県観光連盟の DMO登録について

～県内全域を対象とした観光振興の更なる推進のために～

宮城県 経済商工観光部 観光政策課



DMO（観光地域づくり法人）の意義

<観光地域づくり法人（Destination Management / Marketing Organization）とは>

◆地域の「稼ぐ力」を引き出すとともに、地域への誇りと愛着を醸成する地域経営の視点に立った観光地域づくりの司令塔として、多様な関係者と協同しながら、明確なコンセプトに基づいた観光地域づくりを実現するための戦略を策定するとともに、戦略を着実に実施するための調整機能を備えた法人

◆DMO登録制度

：DMOを核とした持続可能な観光地域づくりが全国各地で進められるよう、観光庁が制定

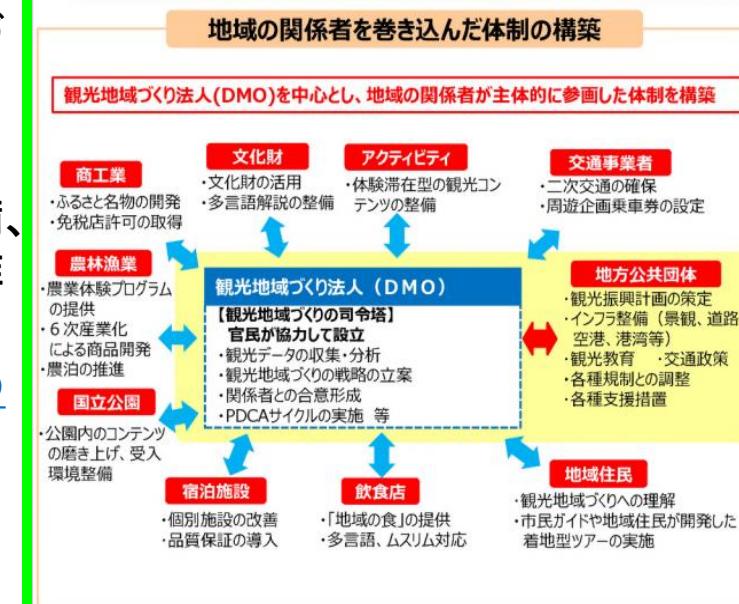
<DMOの役割と機能>

- 多様な関係者の合意形成
- データの継続的な収集・分析
- データに基づく明確なコンセプトに基づいた戦略の策定
- KPIの設定、PDCAの確立
- 観光資源の磨き上げ、交通アクセス整備、外国人受入環境整備等の着地整備の取組推進
- 関係者が実施する観光関連事業と戦略の整合性に関する調整
- 観光プロモーション

【観光地域づくりにおけるDMOの位置付け】（観光庁HP）

観光地域づくり法人（DMO）

地域の多様な関係者を巻き込みつつ、科学的アプローチを取り入れた
観光地域づくりの司令塔となる法人



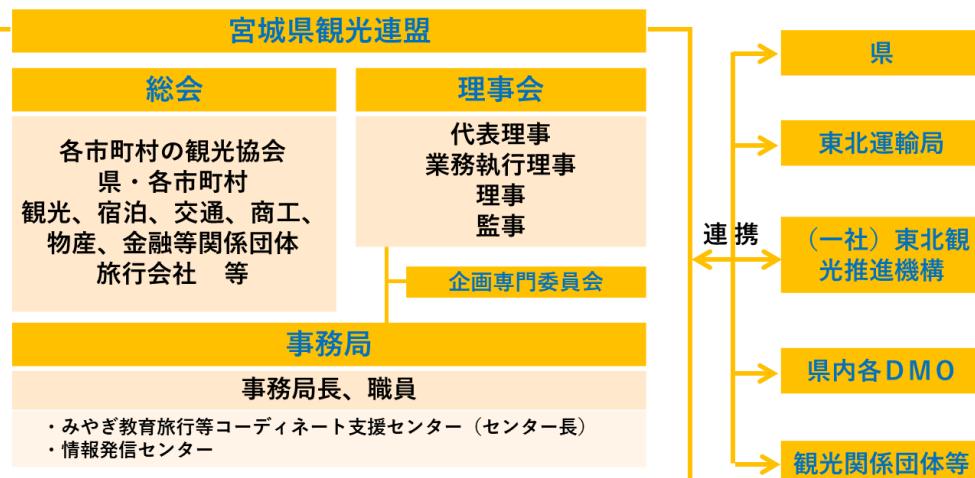
観光による受益が広く地域にいきわたり
地域全体を活性化

(公社) 宮城県観光連盟の取組

< (公社) 宮城県観光連盟の概要 >

- ・設立：昭和24年6月14日
- ・目的：宮城県内の観光振興に関する事業を通じて、地方文化産業と地域社会の健全な発展への寄与
- ・役員数：代表理事2名（知事（会長）、経済商工観光部長（副会長））、
業務執行理事1名（観光プロモーション推進室長）、その他理事17名、監事2名
- ・会員数：166団体（R5.12.21現在）
(各市町村の観光協会、県・各市町村、観光・宿泊・交通・商工・金融・旅行等の各団体)
- ・職員数：13名
- ・R5予算額：158,366千円

<事業推進体制>



<主な実施事業>

- 誘客事業
 - ・宮城オルレの推進
 - ・県内スキー場との共同誘客キャンペーン
- みやぎ教育旅行等コーディネート支援センターの運営
 - ・SDGs等教育旅行プログラムの開発、ガイドブック作成
 - ・国内外の学校と受入先のマッチング支援
- 地域観光開発、観光人材の育成
 - ・「仙台・松島の冬の風物詩を楽しむ周遊プラン」など広域周遊観光ルートの整備
 - ・冬の味覚などテーマごとに特集した観光動画等の整備
 - ・将来の観光を担う人材育成を図るため、県内高校の観光振興活動に対する支援
- 観光情報の発信
 - ・ホームページ、SNSの運営
 - ・ガイドブックの作成
 - ・宮城県観光情報発信センターの運営
- 観光物品販売

県内のDMOの状況

【県内のDMOの状況】(R5.12現在)

DMO区分	DMOの名称	管轄エリア	主な活動
広域連携	(一社) 東北観光推進機構	東北6県、新潟県、仙台市	外国人観光客誘致、教育旅行誘致、東北観光DMの運用
地域連携	(株) インアウトバウンド仙台・松島	仙台市ほか5市3町	インバウンド誘客、地方創生
	(一社) 石巻圏観光振興機構	石巻市ほか1市1町	サイクルツーリズム、教育旅行誘致
	(一社) 宮城創生DMO	県南4市9町	着地型コンテンツ造成、外国人観光客受入環境整備
地域	(一社) 気仙沼地域戦略	気仙沼市	気仙沼クルーカードの発行・運用
	(公財) 仙台観光国際協会	仙台市	観光客受入環境整備、観光資源磨き上げ、プロモーション

各DMOの管轄エリアで、それぞれ独自に活動。関係団体やDMO間の連携不足、DMOが管轄しないエリアの存在などが課題



関係団体やDMO間の調整機能を担うDMOが必要！

DMOとしての（公社）宮城県観光連盟へ

<現状及び課題>

◇ 「稼げる地域・稼げる産業」の実現のため、これまで以上に魅力ある観光地域づくりが重要

データ収集・分析や戦略策定を担うDMOが必要！

◇ 県内のDMOの状況から

関係団体やDMO間の調整機能を担うDMOが必要！

これらの課題解決により、**地域の「稼ぐ力」を引き出すことで、観光客数の増加や観光消費額の拡大につなげ、地域への誇りと愛着を醸成する「地域経営」の視点に立った観光地域づくりを進めることが可能**

（公社）宮城県観光連盟が、DMOとして、県内全域の観光振興を推進していくことが最適！！

<スケジュール>

R5.12.21 宮城県観光連盟 理事会

R6.1.12 令和5年度DMO登録申請期限

R6.3下旬 令和5年度DMO登録（R6年度から登録DMOとして活動）

